

一、壹圓正給錢以上の者は一圓（一圓正給錢以上）昇給の  
 事、或限長給  
 二、壹圓以上の者は一圓正給錢以上の者  
 三、壹圓正給錢以上の者は一圓正給錢以上の者  
 四、壹圓正給錢以上の者は一圓正給錢以上の者  
 五、壹圓正給錢以上の者は一圓正給錢以上の者  
 六、壹圓正給錢以上の者は一圓正給錢以上の者  
 七、壹圓正給錢以上の者は一圓正給錢以上の者  
 八、壹圓正給錢以上の者は一圓正給錢以上の者  
 九、壹圓正給錢以上の者は一圓正給錢以上の者  
 十、壹圓正給錢以上の者は一圓正給錢以上の者  
 十一、要來障與並に懸礙

財團協調會福岡出張所

こと  
 一、壹圓五拾錢以下の者は年二回（一回拾錢以上）昇給の  
 こと  
 二、奨励金最低基準函數四萬函に引下  
 三、公休日に関する件  
 1、家族に死亡者ある時及天災地變の爲引續き休業を必要と  
 する者において十日間の間隔を置かずとも公休を許可  
 すること  
 2、公休日には日給を支給すること  
 3、皆勤は従前通のこと  
 四、期末賞與は日給二十日分以上支給すること  
 五、幼年工に對し本作業員の半額の奨励金を支給すること  
 六、退職に關する件

財團協調會福岡出張所